

女性・平和・安全保障に関する行動計画年次報告書

2015年1－12月

2017年3月

女性・平和・安全保障に関する行動計画評価委員会

目次

序文	2
評価委員	3
I.参画	4
II.予防	6
III.保護	10
IV.人道・復興支援	12
V.モニタリング・評価・見直しの枠組み	16
参考資料	
実施状況報告書案件一覧	20
脆弱国に対する政府開発援助のうちジェンダー・マーカが主または副である 案件に対する拠出金額	38

序文

2000年、女性と平和・安全保障の問題を明確に関連づけた初の安保理決議第1325号が採択され、2015年9月、本決議及び関連決議の履行のために、日本は女性・平和・安全保障に関する行動計画（以下、行動計画）を策定した。2016年には、女性・平和・安全保障分野に十分な知識と経験のある専門家で構成された評価委員会及び各府省庁によって構成されるモニタリング作業部会を設置しモニタリング・評価を開始した。本報告書は、今回が初めてのモニタリング・評価であり、また行動計画策定前の案件も含まれて評価対象としていることを踏まえ、実施状況の特性や成果などの全体像を把握することを通して、女性と平和・安全保障分野における男女共同参画の視点に基づく政策、事業の企画・立案・実施能力の向上に資することを目的としている。評価は、評価委員が各府省庁より提出された実施状況報告書を基に必要に応じて追加の情報提供を受け、評価委員会で合意した目的および基準に即して、大目標毎に2名の評価委員が評価を行い作成されたものである。

評価対象案件は各府省庁により選定され実施状況報告書に記載されたものであり、基本的に2015年1-12月の期間に実施された案件であるが、一部の府省庁によっては2016年6月1日を起点に過去1年、必要に応じて過去3年程度の案件を対象としている。評価対象案件数は、大目標1は36(目標1:9、目標2:1、目標3:14、目標4:12)、大目標2は27(目標1:1、目標2:5、目標3:2、目標4:14、目標5:5、目標6:0)、大目標3は45(目標1:13、目標2:7、目標3:10、目標4:8、目標5:7)、大目標4は56(目標1:11、目標2:6、目標3:14、目標4:23、目標5:2)であり、合計案件数は延べ164である。

行動計画策定前より実施された案件を評価することについて、評価委員会は検討の結果、行動計画策定前の女性・平和・安全保障分野における日本政府の国内外支援・体制における特性の分類を基にその傾向を鳥瞰することが妥当であると判断した。分類項目は、案件事業の実施主体(日本政府、JICA、国際機関等)、目的(ジェンダー平等を主目的とした取り組み、ジェンダー平等が主目的ではないがジェンダー視点を取り入れた取り組み)、方法・アプローチ(日本の知見の活用、刷新性、事業パートナー選択の戦略性等)、日本の関与の方法(直接的支援、間接的な財政的・人的支援等)、実施成果・インパクト(アウトプット・アウトカム)、取り組みの実施場所(国内・国外)とした。実施状況報告書は行動計画の枠組みに合わせて大目標・目標・具体策別に記載されているので、評価基準は行動計画の指標やその他の国際基準で該当するものを活用した。本評価報告書では、大目標別に「総評」で実施状況報告書に記載された全案件を対象とし、「事例」は全案件の中から担当評価委員が選んだ事例についての個別評価である。

評価委員

I. 参画

目黒依子 上智大学名誉教授
秋月弘子 亜細亜大学国際関係学部教授

II. 予防

久保田真紀子 JICA 国際協力専門員
瀬谷ルミ子 認定 NPO 法人日本紛争予防センター理事長
JCCP M 株式会社取締役

III. 保護

池田恵子 静岡大学教育学部教授・同防災総合センター兼任教員
減災と男女共同参画研修推進センター共同代表
佐藤文香 一橋大学大学院社会学研究科教授

IV. 人道・復興支援

石井美恵子 東京医療保健大学大学院看護学研究科 准教授
大崎麻子 関西学院大学総合政策学部客員教授

V. モニタリング・評価・見直しの枠組み

石井宏明 認定 NPO 法人難民支援協会常任理事
一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師
山谷清志 同志社大学政策学部教授

I. 参画

総評

日本政府の取組みは、主に、目標3の具体策4「国内の災害対策において、(中略)女性の意思決定及び事業実施への参加を確保」、及び、目標4「国内において、(中略)意思決定に男女共同参画の視点が導入され、意思決定レベルを含め、女性の参画が高まる」についてであり、日本国内において、内閣府、外務省、防衛省、警察庁、都道府県、政令指定都市など、複数の官庁が取組みを行っている。国内の体制については、比較的良く対応していると思われる。

JICA の活動は、主に、(ジェンダー平等が主目的ではない)ジェンダーの視点を取り入れた間接的な活動が多い。今後は、ジェンダー平等を主目的とする活動をもっと増やすことが望まれる。なお、JICA による取組は技術移転型の支援である傾向が強い。

国際機関(UN Women や UNDP 等)の活動は、ジェンダー平等を主目的とする活動が多いが、日本の貢献は、主に、間接的な財政的支援である。今後は、国際機関の活動に対する日本の直接的な貢献、例えば、国際機関の活動に日本人がより多く参加することや、国際機関の活動と日本の活動を連携して行うなどについて検討しても良いのではないだろうか。

安保理決議第 1325 号では、国連の軍事監視、文民警察の中の女性の役割と貢献を拡大することを求めていることから、国連 PKO に女性の自衛隊員を派遣することは、好事例であるが、より広い領域への貢献が望まれる。

今回は初年度のため、評価対象となる諸活動は、本行動計画策定前から行われている活動の中から本行動計画に関連する具体的取組を取り上げているが、今後は、本行動計画の目標を達成しうるような事業のデザインを意識した計画とその実施に関する事業対象が望まれる。

行動計画の「参画」領域で、事例が挙げられていないのは、目標3の具体策2「選挙監視団の派遣を含む民主化支援活動への女性の参画を確保」と目標4の具体策5「和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む)に参加する日本代表団への女性の参加を高める」で、いずれも女性と安全保障に関する国際会議に参加する日本代表団への女性の参画に関する事業である。この関連での事例が期待される。

事例

●ケニア国際平和支援訓練センター (IPSTC) における女性関連訓練の実施 (外務省による UN Women 支援)

ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)において、直接女性を対象として、平和・安全保障に関する取り組みのための知識やスキル、意思決定における女性の参加推進のための法制度、紛争の異なる段階における女性の役割、女性のリーダーシップに関する課題等、具体的な研修を行っている。

また、IPSTC においては、スタッフに対してもジェンダー及びジェンダー主流化に関するワークショップを行っている。その成果は、IPSTC ジェンダー・アクション・プランの開発、ジェンダー・プログラムの提供、ジェンダーを考慮した研修や研究等に繋がっている。

これらの活動により、紛争予防・再発防止に関連する事業の計画の段階で女性への配慮、女性の参画がなされている。

今後は、IPSTC の女性スタッフおよび研修受講生の女性の数と男女比や、受講生のその後の活動状況に関するフォローアップ・データの提供を期待する。

●アラブ諸国における女性・平和・安全保障（外務省による UN Women 支援）

アラブ諸国において、国内および国際レベルでの平和構築、調停、外交のあらゆるレベルにおける意思決定に女性を参画させるよう支援している。例えば、ジェンダー視点に基づく内容を反映する用語・文章が同意書や国際会議の結果に盛り込まれていることを確認する役割等を、女性調停者が担えるような研修の実施である。安保理決議第 1325 号の行動計画策定の促進を支援する UN Women は、アラブ連盟の地域行動計画策定実現にともない、これにリンクする国別行動計画の啓発や、政府と NGO の協調を期待している。紛争とテロリズム下にあるこの地域における女性・少女（思春期十代の少女）の誘拐や性的・ジェンダーに基づく暴力や避難生活における若年婚の強制、シリア難民となった女性たちの脆弱化につけても、行動計画策定と平和・安全保障における女性の参画拡大は急務であるところ、本領域での支援の継続が望ましい。

今後は、文書上でのジェンダー視点だけでなく、事実として、ジェンダー視点に基づいた法律及び制度が確立し、その運用、並びに司法アクセスが実施されるよう支援していくことが望まれる。

●アフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト（JICA・外務省）*2016年6月時点のデータに基づく

長期の内戦によって開発を推進する中核人材が大きく不足しているアフガニスタンを支援するため、アフガニスタン人行政官を日本に受け入れ、これまでに 34 大学 47 研究科で研修を行っている。

平和構築の観点から、広島でも平和研修を実施し、日本の戦後復興からも学んでいるという点が、日本の知見が活用されている好事例であると思われる。また、より多くの女性行政官を受け入れるために、現地でも女性を対象とした説明会などを実施し、女性研修員には女性リーダー研修も行っている。女性

研修員が、帰国後、教員や技術者となって活躍していることは、研修成果が対象国に還元されていることだ。

本プロジェクトでは、フェーズ1(2011年-2019年)において、男性480名、女性27名、合計507名に研修を行う。女性は全体の5%、女性への研修は、半年に1回実施している。女性の参加率が少ないので、今後は女性の参加者を増やしていくことが望まれる。また、本プロジェクトの目的は、ジェンダー平等を主目的とするものではないため、今後は、ジェンダー平等を主目的とする人材育成プロジェクトも望まれる。

●女性警察官、女性自衛官の派遣（警察庁・防衛省）

JICAを通じて、女性警察官をトルコへ派遣し、トルコ警察によるアフガニスタンの新人女性警察官に対する訓練の実施を支援した。本訓練においては、女性の視点を生かした警察づくりや、女性を被害者とする犯罪への対応に関する講義を行った。

また、防衛省は、国連PKOや国際緊急援助活動などの国際平和協力活動に約510名の女性自衛官を派遣した。

このような取組は、イスラム教徒の多い国において、女性としか話のできない女性を保護したり、女性の権利などについて教育・訓練したりするために、女性警察官や女性自衛官の派遣が国際的にも日本に求められている活動であるので、高く評価できると思われる。

また、海外におけるジェンダー平等を主目的とする活動に対しては、日本政府は主に財政的支援しか行っていないので、日本人女性が、現地において直接現地女性に支援できることは、平和・安全保障の分野における日本の支援を拡大するためにも望まれることである。今後も、女性要員の積極的派遣が望まれる。その際、派遣先の任務によりPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の心の問題が生じる可能性もあることから、ジェンダー視点に立った心のケアを行うことが望まれる。

II. 予防

総評

紛争の予防・管理・解決のプロセスにおけるジェンダーに基づく暴力への対応や、女性の安全や人権の確保、女性の参画や能力強化を支援する取り組みが徐々に進められてきている。昨今の紛争やテロの特徴に鑑みつつ、ケニアやサヘル地域など暴力の拡散が深刻な地域で、能力強化が必要な分野に焦点を当て、国連機関等とも連携しながら、暴力的過激主義対策など喫緊のニーズにおける女性人材

の育成や参画・リーダーシップの推進に向けた支援が進められてきていることは、本目標の達成に直接的に取り組む支援として高く評価すべき点である。アフガニスタン女性警察官の能力強化を支援する取り組みや人身取引の予防を推進する取り組みなど、国内の人材や知見・経験を活かしつつ、被害者や女性の視点に寄り添う視点に立った予防の取り組みを長期的な視点で推進してきているものもあり、支援アプローチとして有効性が高いものがあることも評価できる。平和維持活動に派遣される要員に対するジェンダー・人権教育の実施が国内で一定程度行われている点も重要である。

紛争予防に向けたイニシアティブが評価できる一方、本目標の達成に向けた取り組みの絶対数は圧倒的に少ない。特に、紛争が再発しない社会づくり(紛争予防)、早期警戒・対応メカニズムや紛争解決、信頼醸成に向けた女性の参画や能力強化を支援する取り組みがほとんど見られない。平和構築支援関係者の間で、紛争が女性に及ぼす被害や影響に関する理解は一定程度進んできてはいるものの、地域に密着した基盤をもつ女性が、暴力的過激主義の広がりや紛争解決、予防、調停・和解に効果的な貢献を行っていることに対する認識は未だ低い様子が伺える。今後、紛争予防や解決に向けた女性人材の育成や能力強化、女性の課題やニーズに対応する行政能力の向上や、コミュニティの調停・和解メカニズムへの女性参画の推進等に向けた支援に一層注力することが重要だろう。

また、日本の NGO との連携や、国内における女性・市民社会・NGO の取り組みへの支援が欠如している。国内における人材育成や意識啓蒙、研究や国際交流の実施にあたって、市民組織の取り組みは、ジェンダー視点に立った世界の平和構築の推進に重要な役割を果たす。今後、草の根レベルでジェンダーと人権、平和教育を推進する女性団体や市民組織に対する支援を強化し、ジェンダー平等と紛争予防、ジェンダーと脆弱性の関係性などについての国内における知見の集積や、理解の推進、人材育成に向けた努力を推進していくことが求められる。

さらに、本目標の達成に向けては、女性に対する能力強化を支援するのみならず、男性の意識や理解に対する働きかけを推進するとともに、ジェンダーに基づく社会規範の存在や差別的な社会構造の変容に向けた取り組みを推進していくことも重要である。そのためにも、こうした取り組みを推進する国連機関の活動に対する支援強化に加え、政府による直接的な技術協力や日本の NGO による支援の実施においては、ジェンダーと多様性の視点に立った紛争影響分析や現状・ニーズ分析を徹底するとともに現在の取り組みをスケールアップし、ジェンダー平等な社会づくりに向けてより結果とインパクトを出していく支援に発展させていくことが重要だろう。

事例

●ケニアにおける女性を通じた暴力的過激主義対策（外務省による UN Women 支援）

昨今、国家間紛争や内戦に加え、テロに代表される暴力的過激主義の台頭が著しく増加・深刻化している。ケニアにおいても、沿岸地域において隣国ソマリアの影響によるイスラム過激主義の浸透と暴力の増加が深刻な課題となっており、他地域への暴力の拡散が懸念されている。かつて、女性は紛争や暴力の被害者として認識されるのみであったが、平和構築、紛争予防や暴力的過激主義の対応に女性が効果的な役割を果たすことが認識されるようになってきている。

そのような中、日本政府が、暴力的過激主義の現状をジェンダー視点から分析し、女性に対する暴力や人権侵害の状況を可視化させるとともに、市民社会に焦点を当てた予防と防止に向けた研究や能力強化に取り組むUN Womenの事業を支援していることは、目標2「紛争の影響下にある社会での紛争管理において、女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるようにする」の達成に向けて妥当性ならびに有効性が高いものであると評価できる。

暴力的過激主義対策に対する女性と市民社会の役割については、その有効性が認識されながらも体系的な支援手法が確立されていない分野である。こうした中、本分野における研究・分析含め、女性がリーダーシップを発揮していくための重点的な支援を行うことは他地域における問題解決に資する取り組みとも言える。今後、こうした視点に立った支援数を増やし、紛争影響国においてより広く実施していくことが望まれる。

●コンゴ民主共和国における性的暴力対処のための履行促進支援（外務省による紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所支援）

和平プロセスにおいて、紛争下での性的暴力被害の加害者処罰や被害者救済に向けた取り組みは見過ごされがちであったが、日本として、国連機関への拠出を通じて、コンゴ民主共和国における本課題への対応に向けた法的メカニズムの構築を支援していることは、ジェンダー視点に立った和平プロセスの推進に向けた取り組みの一助として高い評価に値する。

紛争下の性的暴力においては、多くの被害者が法的支援にアクセスができずにいるほか、物的証拠が確保できない状況において目撃者を保護し被害事実を立証するプロセスが重要となっている。法的メカニズムが機能しない状態は不処罰の文化を生み、さらなる被害を生む要因となることから、本案件を通じて法的システムの整備および関係立法組織への理解を深めるアドボカシーに取り組んでいることは、和平プロセスを適切に履行し、社会の再構築をすすめていく上で極めて重要であると言える。

一方、課題に対するニーズに対して、同分野の支援の数はまだ少ない。今後同分野への支援を一層強化していくことが求められる。

●アフガニスタン女性警察官支援（ジェンダー）（JICA・外務省）*2016年6月時点のデー

タに基づく

紛争再発予防の取り組みにおいて、市民の安全確保を担うべき警察・法執行部門が暴力に脆弱な女性や子どもの被害者の人権に配慮した対応を行うことは極めて重要である。

こうした中、日本が国内における経験を活かし、アフガニスタンの女性警察官の人材育成に向けた国際協力を行っていることは評価すべき点である。アフガニスタン女性警察官に対する支援においては、日本の女性警察官と被害者支援にあたる女性ソーシャル・ワーカーが協力して、日本国内における知見や経験を基に、性犯罪に対する取り組み強化やセクシャル・ハラスメント対策への能力強化研修を実施してきているが、このような多様な女性人材の連携と協力を通じた取り組みは、被害者や女性の視点に寄り添う視点に立つ警察づくりに向けて有効であるとともに、支援としての効率性も高いものであると評価できる。

一方、これが一過性の取り組みで終わらないよう、国内外の多様な関係者との連携を通じてアフガニスタン国内における制度化や、アフガニスタン国内でノウハウが定着するような人材育成と仕組みづくりに向けた支援につなげていくことが求められる。

●タイ・メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト（JICA・外務省） *2016年6月時点のデータに基づく

アジア・メコン地域において実施されている人身取引対策に関する案件は、本目標の達成に直接的に取り組む支援であり、目標達成に向けた支援策として妥当性ならびに有効性が高い。人身取引の被害者の多くが暴力や人権侵害に脆弱な女性・児童であることから、その予防や保護・救済プロセスにおいては、被害者が更なる脅威にさらされないよう、適切な行動や特段の配慮を行う人材育成や組織強化が求められる。本案件は、ジェンダーに基づく暴力や国境を越えた人身取引の保護と予防に向けて、当事者主体の社会復帰活動への支援や、人身取引予防や防止に向けた人材育成や制度強化を支援するものであるが、日本国内における知見や経験を活かしながら、長期的な観点に立って現地の人材育成や機能強化を支援する取り組みをすすめてきている。支援に際しては、日本国内で長年被害者に対する支援を行ってきた実際に現地に入るとともに、多様な関係者と連携しつつ、被害者中心アプローチに基づいた支援を展開してきている点も評価に値する。今後、同様の支援をより広域的に展開していくことが望まれる。

Ⅲ.保護

総評

人道上の危機的状況下における性別に基づく暴力の被害者に対する包括的支援(目標1)のための基礎的な制度づくりや研修に関する事業は活発であり、国内行動計画の初年度としては評価できる。しかし、研修の成果を確実にするための諸制度の整備はこれからである。例えば、報告制度、行動規範の徹底、加害があった場合の訴追・処罰や人事評価への反映などの領域(目標4)、武装解除・動員解除・社会復帰、治安部門改革(目標5)に関しては、活動が少なく、具体策に合致する案件が存在しない場合もある。また、性別に基づく暴力のリスク低減・防止(目標2、3)のための分析や、それに基づいた立案・実施の制度化も課題である。武器の規制に関する活動も実地での支援活動としては見あたらない。

いくつかの脆弱国で、難民・国内避難民支援(目標3)として、女性・少女等の意思決定への参加の強化や安全の確保も含めた包摂的な支援が実施されていることは高く評価できる。しかし、日本国内における難民支援に関しては、収容施設における女性の処遇として女子職員を配置する以外、具体策に合致する案件が見あたらない。難民および難民認定申請者のジェンダーに応じたニーズやリスクをより幅広く把握し、収容制度の在り方の再検討を含めて対処する必要がある。

専門職(警官など)を含めた女性のリーダーシップの育成を重視した事業が見られる。これは不可欠な取り組みであるが、同時に組織や制度全体のジェンダー主流化、関連機関との連携が進まなければリーダーシップの発揮は困難である。また、被害者のエンパワーメントに主眼が置かれているが、加害者側および社会全体へのアプローチが同時に必要である。

脆弱国に支援を集中させることは重要であるが、日本国内の難民支援や災害・復興支援など国内課題への対応も充実すべきである。日本政府による事業は、間接支援(財政支援)が多いが、国内における取り組みの促進のためには、政府による直接的支援の実施能力の強化も必要である。また、海外においても紛争に関する支援に比して、災害・復興に関する支援が少ない。これらの点を考慮して総合的にバランスをとることが望ましい。

事例

● **イルビド及びザルカにおける女性の経済的エンパワーメント及び保護イニシアティブを通じた社会的連帯の促進(外務省による UN Women 支援)**

本事業は、シリア難民を受け入れているヨルダン北部イルビド県及びザルカ県において、女性の経済的エンパワーメントと保護イニシアティブを通じた社会的連帯の促進のため、以下の取組を実施している。1) 女性及び少女がその地域における意思決定プロセスに積極的に参画するための安全な空間を設置し、研修を実施。2) 地域社会において女性が生計を立てるための活動や収入を得る機会を創設するために、当地域の女性グループ、NGO との連携を強化。3) 女性の医師が少ないなど、脆弱な女性が地域社会サービスを受けようとする際の困難をなくすため、地元政府と協力し、社会サービスへのアクセス改善の仕組みを構築。

女性を対象とする経済的・社会的エンパワーメント支援について、生計や医療のサービスへのアクセス改善・技能習得だけではなく、意思決定への参加の強化や安全の確保も含めて行っている点が評価される。また、地域の NGO と連携をはかりながら、難民とホスト社会双方の公共サービスの改善をジェンダー平等の視点で行っていることが、事業成果の持続性という点からも評価される。

●スーダン・ダルフル3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト（JICA・外務省） *2016年6月時点のデータに基づく

本事業は、紛争の続くスーダン・ダルフル3州（北・南・西）における平和構築のために、包摂的な公共サービスの提供を支援するものである。

対象地域において女性の受けた紛争の影響と生活実態に関する調査が計画されており、基礎的なインフラやサービス支援として、給水施設の改修や新規建設に加え、妊娠・出産・新生児に関するケアが含まれている点が評価される。その際、女性主体のコミュニティにおける保健活動等の実施のため、取り纏め役となる女性リーダーの州保健省による発掘・育成の支援を行うなど、これらの事業に係る女性組合の能力強化がはかられている点が特に評価される。各州にある女性組合は職業訓練を請負、紛争の影響を受けた寡婦等の女性を対象とした統合型起業訓練を実施した。また、井戸管理委員会や保健委員会には、国内避難民や帰還民が参加し、異なる集団間で公平なサービスの利用が協議される計画となっているが、その際に女性の視点を取り入れるよう、女性の代表参加が求められている。

●ナイロビ市キアンビウ・スラムにおける女性と若者のためのコミュニティ平和構築事業（外務省） *2016年6月時点のデータに基づく

本事業では、ナイロビ市のキアンビウ・スラムにおいて、女性が主たる暴力の被害者であり、多くの女性が治安に不安感を抱いていることを踏まえ、日本の NGO を通じて以下の取組を実施している。1) 女性や若者が安心して暮らせるように、紛争や犯罪を未然に防ぐメカニズム「早期警戒・早期対応」を構築。2) 暴力を受けた被害者への心のケア、及び加害者となり得るリスクをもつ住民に対する予防的カウン

セリングを住民自身の手で行えるよう支援。3)活動の質を高め持続発展性を担保するための活動を実施。

女性の視点に立った治安調査メンバーを選定・訓練のうえ、キアンビウの治安状況を調査・分析するなど、住民たちが自ら紛争予防にかかわる活動をジェンダー視点に配慮して実施できることを目指した支援を行っている点が評価される。住民を対象とした心理社会的支援の啓発は、キアンビウ・スラムでは初めて実施されたため、まだ抵抗感も強いとのことだが、活動の持続発展性を鑑みて、支援メンバーが収入の安定性を基盤に活動できるよう彼らの経済自立支援を行っている点も評価される。

●南スーダン派遣施設隊等の派遣前研修（内閣府国際平和協力本部事務局）

本事業は、内閣府国際平和協力本部事務局による南スーダン派遣施設隊等の派遣前研修の実施である。「性的搾取・虐待（SEA）」、「行動と規律」、及び「女性の保護」等についての教育が実施され、2015年は派遣施設隊及び UNMISS（国連南スーダン共和国ミッション）司令部への派遣予定者等 1088名が受講した。

国内で実施され、かつ日本政府による直接的な取組である数少ない事例であるが、教育内容は、国連派遣前研修必修資料（CPTM）に基づいており、軍事、警察、文民、全ての PKO 要員に求められる不可欠な知識が含まれている。

「ジェンダー」や「ジェンダー主流化」、「性的搾取・虐待」の定義から、「女性・平和・安全保障」に関する国連安保理の関連決議についてもカバーされており、国連 PKO 要員として従うべき行動規範についても国際基準に則った教育内容となっている点が評価される。

受講者 1088 名中、女性は 38 名となっており、派遣要員のジェンダー・バランスを国際基準に近づけていくことが課題である。

IV.人道・復興支援

総評

目標1「【緊急人道支援期】紛争下や紛争・災害の直後等の緊急人道支援の段階では、女性・女児等が特に脆弱な状況に置かれることに留意し、支援活動を計画・実施する」の実施状況報告では、難民支援（コンゴ民主共和国3件、シリア2件、マリ1件、ニジェール1件）、防災能力向上プロジェクト（フィリピン1）、国際緊急援助隊・医療チーム活動が3件等、緊急度、優先度の高い人道問題への緊急支援が実施されている。コンゴの国内避難民への多角的アプローチによる緊急支援、マリ難民支援やフィリピンの防災能力向上は中長期支援へ継続されている。緊急人道支援から復興支援への継続性、効果、イン

パクトという観点から、さらに国際緊急援助隊・医療チーム活動とその後の JICA による中長期支援との連携強化が望まれる。

目標2以降に関し、復興・平和構築は日本が得意としてきた分野であり、経験・知見共に実績のある領域である。特に復興期においては、女性に特化した支援を数多く行っている。また、警察改革、公共サービスの拡充、インフラ整備(含:防災)においても、「女性の参加を促す」「女性の意見を聞く」など配慮している。女性の参加と意見聴取が全体の計画・活動・成果にどのようなインパクトをもたらしたのか、また、女性の参画を促すにあたってどのような障壁があったのかを分析・評価し、単に配慮事項としてではなく、どのように意思決定への女性参画の仕組みを整え、プロセス化するのかを検討し、その結果を共有されたい。また、SDGs(持続可能な開発目標)にも明記されている通り、女性支援においては、少女を特別なニーズを持つグループとして位置づけ、適切な支援を行うことが望まれる。

国際機関は、ジェンダー主流化と女性・少女のエンパワーメントの両方を軸とするプロジェクトを展開しており、それらのプロジェクトの戦略、手法、成果物から日本が学べることが多くある。女性の参画を促すにあたり、どのような障壁をどのように取り除き、どのような力を女性たちにつけるのかを考えるのが重要である。特に、目標5「人道復興支援の計画策定・実施に参与する各組織が男女のバランスを考慮した人員配置や研修等、ジェンダー主流化の取組を実施し、性別に基づく暴力等からの保護の体制を整備することで、事業における男女共同参画の視点の導入を徹底する」に関連し、申請・助成の手引き・事業実施のガイドラインに「ジェンダー配慮」を明記していることを評価するが、それだけでは不十分である。ジェンダー分析を行った上で事業の立案・実施・評価ができる人材の育成、支援組織・団体の能力強化が必要である。そのためには、まずは国際基準や国際機関の知見を踏まえ、日本の支援枠組みに沿った研修プログラムの開発・研修者の育成が必要である。また、ジェンダー主流化と女性・少女のエンパワーメントを「配慮事項」として捉えるのではなく、災害・紛争からのビルド・バック・ベター(民主的で持続的な社会づくり)に不可欠な要素であり、戦略であるという考え方を日本の緊急・復旧/復興・平和構築支援において徹底する必要がある。

事例

● 国際緊急援助隊・医療チーム(外務省・JICA) * 2016年6月時点のデータに基づく

国際緊急援助隊・医療チームの医療活動では、患者毎の電子カルテの作成により、随時、患者の情報を正確に把握でき、迅速かつ正確な医療支援ニーズの分析に役立っている。特に女性は受付段階で必ず妊産婦かどうかの確認も行い、カルテに登録される。電子カルテの登録必須項目はJICAが主導し、WHO(世界保健機関)の下で診療情報の必須項目(Minimum Data Set)に関する国際標準化を目指して

いる。必須項目が標準化されることにより、被災地で活動する全医療チームが診療した患者の統一的なデータを被災国の保健省等に提供することが可能となり、より良い支援実施が可能となる。

災害医療では、災害から直接受ける影響や衝撃、二次的な被害、健康障害を起こしやすい CWAP (Children、Women、Aged people、Patients/Poor people) への配慮が必要となる。また、災害時には潜在化している社会問題が顕在化しやすく、社会の脆弱性が被害の拡大、復旧・復興の遅れをもたらす。

国際緊急援助隊・医療チームが電子カルテを活用することで医療支援活動と並行して、迅速かつ効率的なパブリック・ヘルス全般の疫学データの集約と分析、報告が期待でき、子供や女性の擁護につながる可能性がある。さらに、WHO による国際標準化が進展することによって、被災地全域での有効なパブリック・ヘルスのアセスメントの実施と裨益者の増加が期待できる。

今後の課題としては、よりジェンダーに配慮した形で災害医療支援に性差医療という概念を含めること、緊急支援から復興支援への継ぎ目のない支援の実現を目指し女性・少女等が復興プロセスから疎外されることがないようにすることが挙げられる。

● マリにおける紛争により影響を受けた女性の調停・経済的エンパワーメントに向けた地域のイニシアティブの支援（外務省による UN Women 支援）

紛争予防と平和構築の全てのプロセスにジェンダー平等の視点を主流化し、女性の完全な参画を促すには、地域レベルにおいても包括的な取組みが必要である。それは、地域の意思決定に関わっているリーダーや地域住民の考え方や行動に影響力を持つリーダーが、紛争予防と平和構築に女性たちが参画することの意義を理解できるようにすることと、女性たちがそうした意思決定の場に参画するための自信と力をつけ、連帯して声を上げられるようにすることである。

本案件は、中央レベルでの安保理決議第 1325 号実施にかかる取組と並行して、地域レベルで展開しているプロジェクトである。国内避難民の大部分を女性と少女が占めるという現状の下、女性たちが避難先の地域で紛争から回復し、生活再建できるようにするエンパワーメント事業である。性的暴力を含む暴力からの精神的・身体的回復と司法へのアクセス、安全な環境の確保、起業のための訓練と資金提供を通じた生計手段の確保、自信を持って地域での対話や平和構築プロセスに関わるための心構えとスキルの習得、他の女性たちとの連帯意識の醸成は、そのどれもが女性のエンパワーメントに必要な相互補完的な要素である。また、地域での世論や社会規範の醸成に大きな力を持つラジオを通じて地域のリーダーや住民へ意識啓発を進めている。本案件の内容、成果、得られた知見・教訓に関しては、安保理決議第 1325 号実施の包括的な案件の事例として周知・発信されたい。

● フィリピン台風ヨランダ災害緊急復旧・復興支援プロジェクト(JICA・外務省) * 2016年6

月時点のデータに基づく

女性は、災害後の住民の生活再建と地域経済の復旧・復興の重要な担い手である。長期的かつジェンダー平等の視点に立った経済的エンパワーメント支援は、家計と地域経済にメリットをもたらすだけでなく、女性たちの権利と選択肢を拡大し、家庭内と地域での発言力を増す。また、ビルド・バック・ベターの考え方に根ざした復興プロセスは、災害前の不平等な社会構造に変革をもたらし、より公正で災害に強いレジリエントなコミュニティづくりに繋がる。

本案件は、災害前には経済活動に参加していなかった女性たちも含め、女性組合の能力強化を行うことで地域の女性たちを組織化し、ミルクフィッシュの養殖・加工技術を指導し、ブランディングを通じて付加価値を高め、販路拡大のための商談ができる女性リーダーを育成している。また、複数の地域の女性組合の間での戦略的な連携強化がさらなる公的支援の確保やイノベティブな協調に繋がっている。本案件の成果として考えられるのは、女性たちが経済力を持つことで自尊心と家庭内での地位を向上させたこと、女性たちが組織化し、経済活動に効果的に参画することで地域の中での地位を獲得し、行政・民間企業等からの信頼を構築したこと、地域に小規模ながら新たな産業を生み出したことであり、それは、冒頭で述べた「ビルド・バック・ベター」の具体事例として評価できる。今後、どのように持続的な発展を確保・支援するのかを報告されたい。

●コンゴ民主共和国 市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト（JICA・外務省） *2016年6月時点のデータに基づく

治安部門改革は、警察、司法、軍隊などの実務能力の向上と民主的な組織づくりを通じて、国全体の治安の維持と人々の生活向上を実現することを目指している。改革をジェンダー平等の視点に基づいて実施し、女性・少女の人権の保護及び安全の確保、そして、治安維持部門への女性の登用・参画の推進を行っていくことが必要である。

コンゴ民主共和国では、女性や少女たちが甚大な性暴力被害を受けた。身体的・精神的ダメージは計り知れない。安心して暮らせる環境、司法へのアクセス、性暴力を容認しない社会が女性・少女のエンパワーメントの必須条件であり、それはジェンダー視点のある治安部門改革によってのみ実現できる。

本案件は、警察改革を目的とし、研修、組織運営体制の整備、人材育成などの能力強化支援を通じて、実務能力の向上と民主的な体質づくりに寄与している。「ジェンダー視点が反映された組織運営体制の整備」を行っていること、研修を受ける警察官の男女比率やプロジェクト運営に携わる警察の幹部職員の男女比率に配慮したり、各種研修を受ける警察官の男女比率にも配慮するよう関係部署に働きかけたりすることを通じてジェンダー・バランスに目配りしていることを評価する。その上で、「ジェンダー

視点が反映された組織運営体制」とは具体的にどのようなものか、そのような体制を整備するために具体的にどのような取組を行い、どのような成果をあげているのか、また、各種研修の内容にはどのようにジェンダー視点を主流化しているのか、ジェンダーや女性に対する暴力に特化した研修は行っているのか、ジェンダーに知見と経験を持つ国連機関などの組織とどのように連携しているかなどを周知されたい。警察改革におけるジェンダー主流化は安保理決議第 1325 号の実施に資する非常に重要な取組であり、日本が今後この領域で支援活動を強化していけるように、このプロジェクトの知見と教訓を蓄積し、広く共有・周知していくことが望まれる。

V. モニタリング・評価・見直しの枠組み

総評

もとより今回（初年度）に関しては、少なくとも計画段階では、行動計画が策定される以前の事例についてのレビューであり、実際の行動計画の趣旨に近いものが選ばれたとはいえ、本格的な評価を加えるに当たっては、3年後の見直しを見据えた、行動計画のそれぞれの目標、具体策、指標を当てはめて、なお妥当性を判断できるような事業をいかに選定するかなど、多くの作業が今後必要になると考えられる。ただ、非常に多岐にわたる、また具体策も 100 を超える行動計画の中で、全てに詳細に限られた時間枠の中で、評価委員が実施するのも困難が伴うと考えられることから、各省庁・機関のモニタリング作業部会のフォーカル・ポイントなどとも、可能な限り多くのコミュニケーションを取られる体制も、特に次年度には望まれる。

更に改善を求めるとするならば、次年度、次々年度に向けては、今回のものに加え、よりポスト・コンフリクト（紛争直後）や十分にガバナンスが機能していない脆弱国家での事業、具体的には UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）や WFP（国連世界食糧計画）のような人道支援機関に対する拠出等、より規模の大きな事業に関する更にバラエティに富んだ事業が実施状況報告書に含まれれば、一層中身の濃い評価が可能になると考える。

一方で、各省庁・機関が提出した事例の中には、それぞれの分野担当委員が選んだような、非常に注目すべき先進事例が見られる。こうしたジェンダー主流化を中心とした事業が、実際に日本のイニシアティブで実施された実態が多くの専門家の目を通じて社会に明示されたことは、初年度の取り組みに関しても、「助走」以上の価値があったと積極的に評価すべきである。

行動計画をモニター・評価する仕組みには二つの困難がある。第一に「Ⅱ. 予防」、「Ⅲ. 保護」、「Ⅳ. 人道・復興支援」の計画内容の実際面と、計画全体を貫く「Ⅰ. 参画」が形式要件として組み合わされて

いるところに難しさがある。計画の形式面に関わる企画立案とその実施において、計画関係者が計画の策定主体、計画の実施主体と共に参画することは理想であるが、意見調整と作業進捗の手續に多大な時間・労力が必要になる。この行動計画は、市民社会の意見を求めて実質的な参画を丁寧に進めており、この点では行動計画としての手續面でも、計画それ自体の内容面でも評価できる。しかし、今後のモニタリング・評価・見直しでも同じ時間と労力が求められることであり、その作業が難しくなると予想される。

第二の困難の原因は、行動計画の重要な柱「Ⅴ.モニタリング・評価・見直しの枠組み」から発生する。モニタリング・評価・見直しの取組は、およそ全ての行動計画において入れるべきであり、その点でこの行動計画は巧くできており評価理論から見ても理想に近い。ただし、行動計画の関係者として国内官庁、各種専門家(市民社会・NGO)がモニターと評価に加わることから問題が出てくる。つまり各関係者間で入念な調整が必要になってくるが、国内官庁は人事異動が常態であるので、異動の度にモニタリング・評価・見直し作業の考え方とスキル共有に向けた調整に手間取ることが予測される。この点に留意し、行動計画の定期的改定、モニタリング・評価体制の適正化にそなえるべきであろう。

なお、Ⅴ以外で注目すべき特徴が二つある。一つはⅡの目標2の具体策1「紛争の影響下にある社会における性別に基づく暴力等のリスク分析とリスク軽減措置」にあるリスク分析の存在であり、この分析の適否が予防の成果の有無につながる。二つめはⅢの目標1の具体策1「性別に基づく暴力の被害者に包括的な支援を提供するための体制強化・報告の徹底」にある(指標1)性別に基づく暴力への対応に関する既存のStandard Operation Procedure(SOP)等の活用である。SOPは計画の進捗を導くプログラムであり、行動計画のモニターと評価にとって重要な仕掛けである。

●行動計画の実施状況の適切なモニタリングを行うための枠組みの整備

具体策1、行動計画に関するフォーカル・ポイントを設置することは不可欠であり、その意味では良い取組であると考えられる。ただし、総評でも述べたとおり、モニタリング・評価・見直し作業の考え方とスキルがこれらの各ポイントで共有される必要がある。そのためには、定期的な研修会、キャパシティ・ビルディングの機会が必要になる。また、こうした機会を制度的に保証する必要がある。

●行動計画の実施状況を適切に評価するための枠組みの整備

具体策2、評価委員会に市民社会及びNGOの代表が参加することは市民の視点、ジェンダーの視点、各種専門の視点を入れるという意味で評価できるが、もう一点、継続的に参加することで、意外な効用がある。すなわち官庁の人事異動が原因で発生する評価・モニターの経年劣化(繰り返し担当者が代わるために蓄積する理解不足とノウハウ陳腐化)、制度疲労(経年劣化した評価は必要な情報を産出しな

い一方、コストだけはかかるため担当者が疲労する)が回避できる利点がある。

● 行動計画の実施状況を適切に評価するための枠組みの整備

評価委員会が行動計画の目標、具体的施策、指標の妥当性や実施の障害を分析して見直しの方向性を提言できると具体策の6にあるが、これは非常に重要である。計画のモニタリングと評価の結果をフィードバックする機会になるからである。もっとも、このフィードバックの方法を考える必要がある。フォーマルなフィードバックは問題指摘と矯正メカニズムとして有効であるが、時として責任(アカウントビリティ)追及メカニズムに使われ、計画の進捗が見られない場合の非難に使われる恐れがある。その場合、計画関係者の評価回避につながる。他方、インフォーマルなフィードバックは矯正が保証されないが、計画の進捗に関する情報共有としては意味がある。インフォーマルなフィードバックをフォーマライズする方法は、透明性とディスクロージャーである。

● 3年後の改定に向けた行動計画の適切な見直し

外務省が計画策定後3年後の見直しのための作業スケジュールを策定し公表することになっている点は、市民の視点、国民の視点から有意義であると評価できる。ただし、実務を考えると3年では短すぎるのではないかと懸念される。2年経った後の3年目にこれまでの計画の評価と、次の計画に向けた見直しが同時並行で行われることになるからである。「政府は、行動計画策定のプロセスを尊重し、必要に応じ専門家の意見を聞く等、見直しに当たり専門家の参加を確保する」ことになっているが、この点でも大きな作業負荷が発生する。可能な改善策としては、専門家を評価のアドバイザーとして参加してもらうのではなく、評価担当者として参加してもらうことである。ただし、こうした作業を負担できる専門家の確保が難しいという別の難問が発生する。

市民社会、NGO との対話と関与に関しては、安保理決議第 1325 号策定時からそれを保障することがうたわれ、我が国の行動計画に関してもその策定過程において、市民社会は大きな役割を果たしてきたことを踏まえ、特に今後の見直し作業に関して、評価委員会としてもより現場に近いところにいる NGO、NPO 等の意見を直接反映できる機会を作っていくなど、政府も含めより開かれた、建設的な対話の場を作っていくなどの工夫が望まれる。なお、市民の参加に関しては一つ重要な前提がある。すなわち評価の専門的な作業、すなわちデータの収集方法、データ分析、評価結果公表方法、評価それ自体の目的(例:アカウントビリティ追及、マネジメント支援、専門的知見の収集)に理解を持ち、評価活動を経験した市民であれば、評価活動は円滑に行われる。逆に、評価関連作業に関する知識や経験が乏しいと自ら考える市民については、評価対象作業に関するエンパワーメントとキャパシティビルディングの機会を設けることが前提になる。「評価は民主シーのツールである」と言われるのは、このためである。もち

ろん、評価委員会議事録と参考資料を公開することは、評価の透明性確保・信頼性獲得、エンパワーメントとキャパシティビルディング向上のために必須である。

参考資料

●実施状況報告書 案件一覧

I. 参画

大目標: 平和・安全保障分野のジェンダー主流化を実現するため、同分野のあらゆる段階における女性の平等な参画を確保する。	
目標1: 紛争予防・再発防止に関わる意思決定に女性が積極的な役割を果たすとともに、女性に対する配慮が反映されるようになる。	
具体策1 紛争予防・再発防止に関連する事業の計画・モニタリング・評価の各段階で女性に配慮するとともに、女性・女兒等の参画を確保	○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における女性関連訓練の実施(2015年度補正案件: UN Women)
具体策2 女性に配慮した国連 PKO 等の平和構築活動への協力	○国連による紛争下の性的暴力からの女性の保護に関する訓練プロジェクトへの支援
	○国連による(国連警察平和維持に関する)警察活動に関する指針作成グループ及び平和維持のための戦略ガイダンス・フレームワークへの知的貢献
具体策3 女性に配慮した法律及び制度、及び、その運用並びに司法アクセスの改善を支援。	○アラブ諸国における女性・平和・安全保障(2014年度補正案件: UN Women)
	○ネパール・コミュニティ内における調停能力強化プロジェクトフェーズ2(JICA 技術協力)
具体策4 支援対象国の女性が平和構築の活動に積極的な役割を果たすよう支援。	○中央アフリカ暫定政権の平和・安全保障における女性の参画強化支援及び紛争の影響を受けた女性及び女兒への支援(2014年度補正案件: UN Women)
	○アフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト(JICA 技術協力)
具体策5 国連平和構築基金(PBF)の女性関連プロジェクト拠出目標(15%)が達成されるよう、主要ドナー議長国としてイニシアティブをとる。	○国連平和構築基金(PBF): ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するプロジェクトへの拠出目標(15%)の達成
目標2: 和平プロセスへの女性の参画が高まる	

<p>具体策 1 和平プロセスに重要な役割を果たし得る紛争地域の女性団体を支援。</p>	<p>○中央アフリカ暫定政権の平和・安全保障における女性の参画強化支援及び紛争の影響を受けた女性及び女兒への支援(2014 年度補正案件:UN Women)</p>
<p>具体策 2 日本が関与する和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む。)に紛争地域の女性代表の参加を確保。</p>	
<p>目標 3: 人道・復興支援に関する意思決定に女性に対する配慮が反映される。女性が積極的な役割を果たすことができるようになる。</p>	
<p>具体策 1 人道・復興支援事業の計画策定において女性の参画を確保。</p>	<p>○中央アフリカ暫定政権の平和・安全保障における女性の参画強化支援及び紛争の影響を受けた女性及び女兒への支援(2014 年度補正案件:UN Women)</p>
	<p>○フィリピン・ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発のための能力向上支援プロジェクト(JICA 技術協力)</p>
	<p>○フィリピン・バンサモロ包括的能力向上プロジェクト(JICA 技術協力)</p>
	<p>○スーダン・ダルフル 3 州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト(JICA 技術協力)</p>
	<p>○ブルキナファソにおけるマリ難民及び受入れ地域に対する強靱性・栄養強化及び小規模農家支援(2014 年度補正予算:WFP連携)</p>
<p>具体策 2 選挙監視団の派遣を含む民主化支援活動への女性の参画を確保。</p>	
<p>具体策 3 災害復興・防災支援事業において男女共同参画の視点を取り入れ、女性の意思決定への参加を確保。</p>	<p>○ネパール地震復旧・復興プロジェクト(JICA 技術協力)</p>
	<p>○フィリピン・ボホール州トゥビゴン市における予防/準備/対応/復旧に関する防災能力向上プロジェクト(JICA 草の根技術協力)</p>
	<p>○フィリピン台風ヨランダ災害緊急復旧・復興支援プロジェクト(JICA 技術協力)</p>
<p>○セルビアの自治体レベルにおける防災強靱性及び防</p>	

	災害準備の強化プロジェクト(2014 年度補正予算:UNDP)
<p>具体策 4</p> <p>国内の災害対応において、防災計画、災害対策基本法、男女共同参画基本計画と整合性を保ちつつ、女性の意思決定及び事業実施への参加を確保。</p>	<p>○防災・復興における政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大に向けた取組の推進</p> <p>○復興における男女共同参画の視点からの取組事例の収集・公表及び被災地における男女共同参画の視点の浸透</p> <p>○避難所運営への女性の参画</p> <p>○女性消防吏員の活躍推進</p> <p>○フィリピン台風ヨランダ災害緊急復旧・復興支援プロジェクト(JICA 技術協力)</p>
<p>目標 4: 国内において、外交・安全保障政策にかかわる意思決定に男女共同参画の視点が導入され、意思決定レベルを含め、女性の参画が高まる。</p>	
<p>具体策 1</p> <p>日本人女性が国連等の国際機関や国連ミッション等のポストに就くよう積極的に支援。特に幹部への登用を促進。</p>	<p>○JPO (Junior Professional Officer) 派遣制度等の実施</p> <p>○国連によるシニア・ウーマン・タレント・パイプライン・プロジェクトに対する財政支援</p> <p>○平和構築人材育成事業</p>
<p>具体策 2</p> <p>安保理決議 1325 及び関連決議等の実施に当たり、ジェンダー主流化、女性の参画を推進する部署の設置を含む体制を整備。</p>	<p>○外務省女性参画推進室の新設</p> <p>○警察庁男女共同参画推進会議の設置等</p> <p>○防衛省男女共同参画の取組</p>
<p>具体策 3</p> <p>男女共同参画の視点を有する人材の育成。</p>	<p>○南スーダン派遣施設隊等の派遣前研修</p> <p>○警察職員に対する男女共同参画の実現等に関する研修の実施</p> <p>○防衛省職員に対する教育・研修</p>
<p>具体策 4</p> <p>安保理決議 1325、行動計画の周知広報。</p>	<p>○外務省 HP 広報及びセミナー開催</p>
<p>具体策 5</p> <p>和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む)に参加する日本代表団への女性の参加を高める。</p>	

具体策 6 適材適所の要員選考や志願状況を踏まえ、国連 PKO 又は二国間協力等のミッションに女性要員を積極的に派遣。	○アフガニスタン女性警察官支援(ジェンダー)(JICA 技術協力)における警察官の派遣
	○国際平和協力活動への女性自衛隊員の派遣

II. 予防

大目標: 紛争の予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定において、女性の参加と指導的役割を促進すると同時に、男女共同参画の視点を導入し強化する。	
目標 1: 紛争予防において女性の参加を促進して、早期警戒・早期対応メカニズムに男女共同参画の視点を導入する。	
具体策 1 女性をめぐる課題に配慮した統計や分析手法を紛争分析に導入。	
具体策 2 紛争の予兆に関する情報の収集・検証・分析において、女性をめぐる課題に配慮する。	
具体策 3 早期警戒・早期対応メカニズムへの女性の参加。	
具体策 4 信頼醸成活動への女性の参加。	○東ティモール・マウメタ村緑のコミュニティー新生プロジェクト(JICA 草の根技術協力)
目標 2: 紛争の影響下にある社会での紛争管理において、女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるようにする。	
具体策 1 紛争の影響下にある社会における性別に基づく暴力等のリスク分析とリスク軽減措置。	○ケニアにおける女性を通じた暴力的過激主義対策(2015 年度補正案件: UN Women)
	○シリアにおける女性に対する暴力の予防・啓発及び医療支援事業(2015 年度補正予算: IFRC 連携)
具体策 2 紛争とその影響を拡大させないための草の根レベルの活動に女性が参加し、指導的役割を担う。	○サヘル地域における平和と安全のための女性のリーダーシップ強化支援(2015 年度補正案件: UN Women)
	○スリランカ内戦復興における女性のエンパワメント — サリー・リサイクル事業 — (JICA 草の根技術協力)

	○高度な洋裁技術習得によるライフ・エンパワーメント・プロジェクト(2013-15 年度日本 NGO 連携無償資金協力)
目標 3: 紛争解決における女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるように支援し、和平プロセスに男女共同参画の視点を反映させる。	
<p>具体策 1</p> <p>日本が関わる和平交渉のプロセスや意思決定に、公式・非公式を問わず、女性が参加して、指導的役割を担う。</p>	
<p>具体策 2</p> <p>性別に基づく暴力等への対応・予防を含め、日本が関わる和平プロセスに男女共同参画の視点を反映。</p>	○コンゴ民主共和国における性的暴力対処のための履行促進支援(2015 年度補正案件:紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG)事務所)
<p>具体策 3</p> <p>高度な紛争解決スキル(交渉・調停・仲介)を持った女性の育成。</p>	○サヘル地域における平和と安全のための女性のリーダーシップ強化支援(2015 年度補正案件:UN Women)
<p>具体策 4</p> <p>紛争解決に女性が貢献した事例の調査・研究を通じた教訓や成功要因の抽出。</p>	
目標 4: 男女共同参画の視点を取り入れた紛争再発予防の取組を支援する。	
<p>具体策 1</p> <p>ジェンダー主流化と男女共同参画の視点を取り入れた警察改革を支援(女性の参画の確保、男女別分析、ニーズ対応等を含む。)</p>	○アフガニスタン女性警察官支援(ジェンダー)(JICA 技術協力)における警察官の派遣
	○アフガニスタン女性警察官支援(ジェンダー)(JICA 技術協力)
	○コンゴ民主共和国市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト(JICA 技術協力)
<p>具体策 2</p> <p>男女共同参画の視点を取り入れ、ジェンダー主流化を促進する効果のある司法部門の能力強化を支援。</p>	○第 13 回 कांग्रेसにおけるワークショップ開催
	○国連アジア極東犯罪防止研修所における研修・セミナー
	○司法アドバイザー(コートジボワール、JICA 技術協力)
<p>具体策 3</p>	○フィリピン・ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発の

<p>男女共同参画の視点とジェンダー主流化と取り入れたコミュニティの再建(リハビリテーション)支援。</p>	<p>ための能力向上支援プロジェクト(JICA 技術協力)</p> <p>○ネパール環境教育とコミュニティ主体の環境保全活動を通じた地域コミュニティの強化(JICA 技術協力)</p>
<p>具体策 4 男女共同参画の視点を取り入れた小型武器管理支援。</p>	<p>○国連小型武器行動計画</p> <p>○コロンビア「投降兵士家族及び受入コミュニティのための起業・就業支援プロジェクト」(2008-2012 年度案件)</p>
<p>具体策 5 男女共同参画の視点を取り入れた人身取引対策(被害者保護、加害者の追訴及び防止)支援。</p>	<p>○国連薬物・犯罪事務所(UNODC)実施「カンボジア、ラオス、ベトナムにおける人身取引・国境を越えた児童の性的搾取撲滅のための法執行職員の能力強化・向上」(2015 年度当初予算案件:ASEANの法執行職員対象)</p> <p>○タイ・メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト(JICA 技術協力)</p> <p>○ミャンマー人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト(JICA 技術協力)</p>
<p>具体策 6 男女別の分析や安保理決議 1325 実施の視点を取り入れた和解に向けた社会変革の過程における支援。</p>	<p>○ソマリアにおける紛争関連の性的暴力に対処するための国家行動計画実施支援(2015 年度補正案件:紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG)事務所)</p>
<p>具体策 7 女性の地位向上や男女共同参画の視点を取り入れた海外の教育の支援。</p>	
<p>目標 5: 平和維持活動や平和支援活動、平和構築活動への女性の参加を促進し、女性が指導的役割を担えるよう支援して、PKO 要員等の平和支援活動要員による性的搾取・虐待(SEA)や性別に基づく暴力等の予防・対応能力を強化する。</p>	
<p>具体策 PKO 要員等による女性に対する暴力等の予防・対応能力を強化。</p>	<p>○南スーダン派遣施設隊等の派遣前研修</p> <p>○警察大学校における「国際協力課程」の実施</p> <p>○国連による性的搾取・虐待(SEA)の防止のための全フィールド要員向け E-learning プログラムへの支援</p> <p>○国連による紛争下の性的暴力からの女性の保護に関する訓練プロジェクトへの支援</p> <p>○防衛省職員に対する教育・研修</p>

目標 6: 国家間の緊張を緩和し、有効関係を構築して、武力によらない紛争解決を促進する。また、その目的のため、国内における女性、市民社会・NGOの活動を促進する。	
具体策 1 緊張緩和と紛争予防に向けた女性の平和の 為の交流、研究活動等への支援。	
具体策 2 安保理決議 1325 実施に向けた国際協力の促 進。	
具体策 3 国内において、平和教育を促進。	

III. 保護

大目標: 紛争下、紛争後、また、大規模災害といった人道上の危機的状況下において、女性・女児を含む多様な受益者が、性別に基づく暴力等の人権侵害にさらされないようにする。	
目標 1: 人道上の危機的状況下における性別に基づく暴力の被害者に対し、身体的・医療的・社会心理的・法的・経済的支援を含む包括的な支援が提供される。	
具体策 1 性別に基づく暴力の被害者に包括的な支援を 提供するための体制強化・報告の徹底。	○人道支援におけるジェンダーの主流化及び極北州においてボコ・ハラムの被害を受けた女性・女児の保護(カメルーン、2015 年度補正案件: UN Women)
	○アフガニスタン女性警察官支援(ジェンダー)(JICA 技術協力)
	○コンゴ民主共和国市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト(JICA 技術協力)
	○コンゴ民主共和国東部における国内避難民及び帰還民に対する保護及び支援(2015 年度補正予算: UNHCR 連携)
	○ナイロビ市キアンビウ・スラムにおける女性と若者のためのコミュニティ平和構築事業(2015 年度日本 NGO 連携無償資金協力)
具体策 2	○警察大学校における「国際協力課程」の実施

<p>国連 PKO 等の平和構築活動や災害派遣、途上国支援事業に従事する職員・隊員の研修。</p>	<p>○国連による性的搾取・虐待(SEA)の防止のための全フィールド要員向け E-learning プログラムへの支援</p> <p>○防衛大学校の教育課程における教育</p>
<p>具体策 3 性別に基づく暴力の被害者に対する移行期の(又は中長期的な)支援。</p>	<p>○人道支援におけるジェンダーの主流化及び極北州においてボコ・ハラムの被害を受けた女性・女児の保護(カメルーン、2015 年度補正案件:UN Women)</p>
<p>具体策 4 国連 PKO 等の平和構築活動や途上国支援事業に従事する文民たる職員・隊員による性別に基づく暴力の予防。</p>	<p>○国連による性的搾取・虐待(SEA)の防止のための全フィールド要員向け E-learning プログラムへの支援</p>
<p>具体策 5 国連等による紛争下における性別に基づく暴力関連活動への支援。</p>	<p>○UN Women 及び紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG)事務所への支援(拠出)</p> <p>○国連による紛争下の性的暴力からの女性の保護に関する訓練プロジェクトへの支援</p> <p>○国連による性的搾取・虐待(SEA)の防止のための全フィールド要員向け E-learning プログラムへの支援</p>
<p>目標 2: 人道上の危機的状況下における性別に基づく暴力等のリスクが低減され、予防される。</p>	
<p>具体策 1 現地での初動対応、展開、モニタリング体制の整備支援。</p>	<p>○シリアにおける女性に対する暴力の予防・啓発及び医療支援事業(2015 年度補正予算:IFRC連携)</p>
<p>具体策 2 水・衛生・衛生促進(WASH)、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の企画・立案に際しての性別に基づく暴力リスク分析。</p>	<p>○コンゴ民主共和国東部における国内避難民及び帰還民に対する保護及び支援(2015 年度補正予算:UNHCR 連携)</p>
<p>具体策 3 女性・女児(特にマイノリティ女性、寡婦等)を対象とする経済的・社会的エンパワーメント支援。</p>	<p>○イルビド及びザルカにおける女性の経済的エンパワーメント及び保護イニシアティブを通じた社会的連帯の促進(ヨルダン、2014 年度補正案件:UN Women)</p> <p>○司法アクセス・センターの設立による東ティモールの法の支配の強化(2015 年度当初予算:UNDP)</p>
<p>具体策 4</p>	<p>○ネパール国コミュニティ内における調停能力強化プロ</p>

<p>コミュニティの参加・動員による性別に基づく暴力の根絶及び男女平等促進プログラムの支援。</p>	<p>ジェクトフェーズ2(JICA 技術協力)</p>
<p>具体策 5 不正な小型武器の取引に対する女性に対する配慮を取り入れた国際的な規制を強化。</p>	<p>○小型武器に関する国連総会決議の状況 ○武器貿易条約の実施状況</p>
<p>目標 3: 難民・国内避難民の保護及び支援に男女共同参画の視点が反映され、性別に基づく暴力が防止される。</p>	
<p>具体策 1 難民・国内避難民支援に携わる要員の訓練。</p>	<p>○平和構築人材育成事業</p>
<p>具体策 2 緊急支援における難民・国内避難民の登録作業において、女性・女児等を中心とした脆弱性の高い受益者の多様なニーズを特定し記録する。</p>	<p>○コンゴ民主共和国東部における国内避難民及び帰還民に対する保護及び支援(2015 年度補正予算: UNHCR 連携)</p>
<p>具体策 3 水・衛生・衛生促進(WASH)、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の立案・実施の際に性別の基づく暴力の予防及び対応の視点を確保。</p>	<p>○子どもと女性のための効果的なマルチセクター緊急支援(コンゴ民主共和国、2014 年度補正案件: UN Women) ○コンゴ民主共和国東部における国内避難民及び帰還民に対する保護及び支援(2015 年度補正予算: UNHCR 連携)</p>
<p>具体策 4 難民・国内避難民とホスト・コミュニティ双方を対象として保護支援活動を通して、両者間の緊張関係を緩和し、コミュニティの動員を通して、女性・女児等の生活環境の改善に向けた包摂的な支援を実施。</p>	<p>○南スーダンの4つの避難キャンプにおける紛争の影響下にある避難女性及び受入側コミュニティへの緊急対応(2014 年度補正案件: UN Women) ○スーダン・ダルフル 3 州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト(JICA 技術協力) ○中央アフリカからのチャド帰還民に対する恒久解決策支援(2016 年度補正予算: IOM 経由) ○イラクにおける女性、脆弱な国内避難民、及びホストコミュニティに対する保護、能力向上及び復興支援(2014 年度補正予算: UNDP)</p>

<p>具体策 5</p> <p>日本に保護を求める難民への包括的保護制度の確立の検討。</p>	<p>○女子の被收容者の処遇に関する取組</p> <p>○難民調査官研修における「性別に基づく暴力等に係る研修」の実施</p>
<p>目標 4: 派遣要員等による性別に基づく暴力を防止し、加害者に対し適切な捜査・処罰が行われる。</p>	
<p>具体策 1</p> <p>国連PKO活動に派遣される派遣要員による性別に基づく暴力の予防。</p>	<p>○南スーダン派遣施設隊等の派遣前研修</p> <p>○国連による性的搾取・虐待(SEA)の防止のための全フィールド要員向け E-learning プログラムへの支援</p> <p>○南スーダン派遣施設隊等の派遣前研修</p> <p>○案件名非公表</p> <p>○スウェーデン軍国際センター主催ジェンダー・フィールド・アドバイザー課程等への参加</p>
<p>具体策 2</p> <p>PKO 要員の訓練への支援。</p>	
<p>具体策 3</p> <p>派遣時に性別に基づく暴力の加害があった場合の訴追・処罰メカニズムの確立。</p>	
<p>具体策 4</p> <p>性別に基づく暴力の不処罰の終焉に向けた国際社会の取組に積極的に関与。</p>	
<p>具体策 5</p> <p>UN Women、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表や国際刑事裁判所(ICC)等に対する人的・財政的貢献。</p>	<p>○UN Women 及び紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG)事務所への拠出</p> <p>○UN Women 日本事務所へ外務省職員を派遣</p> <p>○国際刑事裁判所被害者信託基金理事長の輩出及び同基金への拠出</p>
<p>目標 5: 紛争下及び紛争後における武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、司法制度を含む治安部門改革(SSR)を支援する。</p>	
<p>具体策 1</p> <p>紛争後の元兵士(子ども兵を含む。)の武装解除への女性・女兒の保護の視点の導入。除隊後の社会復帰のための事業への男女共同参画の視点の導入。</p>	<p>○中央アフリカ共和国における包括的な武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)支援及び人道支援のジェンダー配慮化(2015年度補正案件: UN Women)</p>

<p>具体策 2</p> <p>男女共同参画の視点から法律や制度の構築及び運用を支援し、司法へのアクセスを改善。</p>	<p>○コートジボワール司法アドバイザー(JICA 技術協力)</p>
<p>具体策 3</p> <p>不処罰の終焉のための研修、啓発事業等への支援。</p>	<p>○アフガニスタン女性警察官支援(ジェンダー)(JICA 技術協力)における警察官の派遣</p> <p>○コンゴ民主共和国市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト(JICA 技術協力)</p> <p>○アフガニスタン女性警察官支援(ジェンダー)(JICA 技術協力)</p> <p>○ネパール国コミュニティ内における調停能力強化プロジェクトフェーズ 2(JICA 技術協力)</p>
<p>具体策 4</p> <p>人道上の危機的状況後の性別に基づく暴力の報告制度構築の支援。</p>	<p>○コートジボワール司法アドバイザー(JICA 技術協力)</p>

IV. 人道・復興支援

<p>大目標: 女性・女兒等の固有の状況・ニーズが反映され、女性のエンパワーメントが促進され、また、女性の参画が確保された形で人道・復興支援が実施される。</p>	
<p>目標 1: 【緊急人道支援期】紛争下や紛争・災害の直後等の緊急人道支援の段階では、女性・女兒等が特に脆弱な状況に置かれることに留意し、支援活動を計画・実施する。</p>	
<p>具体策 1</p> <p>【初動調査】</p> <p>緊急支援や人道支援を計画・実施する際、可能な範囲での性別・年齢層別の情報収集、女性・女兒等の固有の状況・ニーズの把握。</p>	<p>○フィリピンボホール州トゥビゴン市における予防/準備/対応/復旧に関する防災能力向上プロジェクト(JICA 草の根技術協力)</p>
<p>具体策 2</p> <p>【計画立案】</p> <p>女性・女兒等の固有の状況・ニーズを反映した事業形成。</p>	<p>○南キブ州、北キブ州、カタンガ州、東カサイ州及びマニエマ州における女性の国内避難民・難民に対するマルチセクター支援(コンゴ民主共和国、2015 年度補正案件: UN Women)</p> <p>○子どもと女性のための効果的なマルチセクター緊急支援(コンゴ民主共和国、2014 年度補正案件: UN Women)</p>

	<p>○国際緊急援助隊・医療チーム</p> <p>○バヌアツにおけるサイクロン被害に対する国際緊急援助隊・医療チームの派遣(2015年、国際緊急援助隊・医療チーム)</p> <p>○シリアにおける女性に対する暴力の予防・啓発及び医療支援事業(2015年度補正予算:IFRC連携)</p>
<p>具体策 3</p> <p>【実施・制度構築】</p> <p>食料等配給事業、シェルター配布事業、給水と衛生事業等において周縁化されたちな女性・女児等が保護され、公平に支援を受けられる仕組みの構築。</p>	<p>○ブルキナファソにおけるマリ難民及び受入れ地域に対する強靱性・栄養強化及び小規模農家支援(2014年度補正予算:WFP連携)</p>
<p>具体策 4</p> <p>【登録】</p> <p>緊急支援における受益者の登録作業において、女性・女児を中心とした脆弱性の高い受益者の多様なニーズの特定と記録。</p>	<p>○国際緊急援助隊・医療チーム</p> <p>○シリアにおける女性に対する暴力の予防・啓発及び医療支援事業(2015年度補正予算:IFRC連携)</p>
<p>具体策 5</p> <p>【性別に基づく暴力等の防止・対策・保護】</p> <p>女性・女児等に対する性別に基づく暴力等の防止・対策・保護への取組の支援。</p>	<p>○ニジェール・ディファ地域におけるジェンダー人道支援及びボコ・ハラムによるテロからの女性・少女支援(2015年度補正案件:UN Women)</p> <p>○コンゴ民主共和国東部における国内避難民及び帰還民に対する保護及び支援(2015年度補正予算:UNHCR連携)</p>
<p>目標 2:【移行期】女性・女児等が支援から取り残されないよう、緊急人道支援から復興支援への継ぎ目のない移行期の支援の重要性に留意する。女性・女児等の固有の状況・ニーズを考慮し、女性の安全を確保した上で、女性のエンパワーメントの向上や経済的自立に取り組む。資金の調達及び配分のギャップにより、女性・女児等が復興プロセスから疎外されることがないようにする。</p>	
<p>具体策 1</p> <p>【資金の確保】</p> <p>女性・女児等の脆弱層への支援及びジェンダー</p>	<p>○マリにおける紛争により影響を受けた女性の調停・経済的エンパワーメントに向けた地域のイニシアティブの支援(2014年度補正案件:UN Women)</p>

<p>主流化を進める事業への支援。</p>	<p>○フィリピン・ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発のための能力向上支援プロジェクト(JICA 技術協力)</p>
<p>具体策 2 【固有の状況・ニーズの反映】 事業計画の企画・立案・実施に、女性・女兒等の固有の状況・ニーズを反映。</p>	<p>○ソマリアにおけるジェンダーに配慮したマーケットの修復及び起業開発を通じた紛争防止と社会安定化(サブハラ、2014 年度補正案件: UNOPS)</p> <p>○マリにおける紛争により影響を受けた女性の調停・経済的エンパワメントに向けた地域のイニシアティブの支援(2014 年度補正案件: UN Women)</p> <p>○フィリピン・ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発のための能力向上支援プロジェクト(JICA 技術協力)</p> <p>○ネパール国地震復旧・復興プロジェクト(JICA 技術協力)</p>
<p>目標 3:【復興期】紛争や災害後の難民や国内避難民の帰還・再統合支援を含む復興支援事業の計画策定・実施・モニタリング・評価に至る一連のプロセスを通じて男女共同参画の視点を取り入れ、女性・女兒等の権利の促進、男女平等と公平性が実現されることによって、支援の効果が向上する。</p>	
<p>具体策 1 【計画策定】 事業の計画策定への男女共同参画の視点の導入。</p>	<p>○マリにおける紛争により影響を受けた女性の調停・経済的エンパワメントに向けた地域のイニシアティブの支援(2014 年度補正案件: UN Women)</p> <p>○スーダン・ダルフール3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト(JICA 技術協力)</p> <p>○東ティモール農村女性による経済活動支援(JICA 草の根技術協力)</p> <p>○フィリピン・ラグナ湖周辺農村地域への地域経済密着型の河川簡易監視カメラシステムによる防災システム(JICA 草の根技術協力)</p>
<p>具体策 2 【女性の参画】 事業の実施における女性の参加の確保。</p>	<p>○スーダン・ダルフール 3 州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト(JICA 技術協力)</p> <p>○東ティモール農村女性による経済活動支援(JICA 草の根技術協力)</p> <p>○フィジー・ナンディ川洪水対策策定プロジェクト(JICA 技術協力)</p>

<p>具体策 3</p> <p>【モニタリング】</p> <p>事業のモニタリング、評価への男女共同参画の視点の導入。</p>	
<p>具体策 4</p> <p>【実施・制度構築】</p> <p>事業全般に女性が積極的に参加できる仕組み（制度面・エンパワーメント）の構築。</p>	<p>○マリにおける紛争により影響を受けた女性の調停・経済的エンパワーメントに向けた地域のイニシアティブの支援(2014 年度補正案件:UN Women)</p> <p>○スリランカ内戦復興における女性のエンパワメント — サリー・リサイクル事業—(JICA 草の根技術協力)</p> <p>○バングラデシュ災害対応・復旧体制強化事業準備調査(JICA 有償資金協力)</p>
<p>具体策 5</p> <p>【男性・男児の関与】</p> <p>紛争・災害後の復興期の社会における男性・男児が直面する課題及びそれらの課題が男女間の関係性・性別に基づく暴力等の発生に与える影響の調査への支援並びに男性・男児が性別に基づく暴力等の防止及び女性・女児等の支援に貢献する事業への支援。</p>	<p>○南スーダンの4つの避難キャンプにおける紛争の影響下にある避難女性及び受入側コミュニティへの緊急対応(2014 年度補正案件:UN Women)</p> <p>○コンゴ民主共和国市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト(JICA 技術協力)</p> <p>○ネパール・コミュニティ内における調停能力強化プロジェクトフェーズ2(JICA 技術協力)</p> <p>○バングラデシュ・コミュニティラジオによる災害情報提供を活用した地域住民災害対応能力強化プロジェクト(JICA 草の根技術協力)</p>
<p>目標 4:【重点課題】人道・復興支援を行うに当たっては、人間の安全保障に直結する保健医療、教育、農業、インフラ整備、武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、司法制度支援事業等の重点課題の解決を目指す。その際、女性・女児等のニーズが特に高い分野への支援を強化する。</p>	
<p>具体策 1</p> <p>【保健】</p> <p>女性、女児等が基礎的医療サービスを受容できるよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保。女性・女児のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。</p>	<p>○ネパール・カトマンズ盆地における呼吸器疾患患者の早期社会復帰支援に向けての取組—呼吸リハビリテーションの普及—(JICA 草の根技術協力)</p> <p>○ネパール安心・安全な出産のための母子保健改善事業(JICA 草の根技術協力)</p> <p>○東ティモール・ハトリア郡における包括的地域保健サービス(SISCa)向上事業(JICA 草の根技術協力)</p>

<p>具体策 2</p> <p>【教育 1】</p> <p>紛争下においても学校教育及び学校外教育が継続されるための支援。また、紛争時に教育を受けることができなかった子ども、若者に対する教育機会の提供支援。</p>	<p>○スーダン・ダルフル 3 州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト(JICA 技術協力)</p> <p>○イラクにおけるシリア難民・国内避難民の子どもおよびホストコミュニティに対する人道支援(ノー・ロスト・ジェネレーション(失われた世代)にしないための平和教育)</p> <p>(2014 年度補正予算: UNICEF)</p>
<p>具体策 3</p> <p>【教育 2】</p> <p>女性・女兒に対する平等な教育を支援。</p>	<p>○女兒及び女性のエンパワメントに向けた教育の最優先化: 包括的成長及び社会変革に向けて(2015 年度補正案件: UN Women)</p> <p>○ネパール小学校運営改善支援プロジェクト フェーズ2 (JICA 技術協力)</p> <p>○フィリピン・イロイロ市におけるコミュニティ防災推進事業フェーズ2～横浜イニシアチブ～(JICA 草の根技術協力)</p> <p>○ベトナム災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ2 (JICA 有償勘定技術支援)</p>
<p>具体策 4</p> <p>【農業】</p> <p>復興のための農業・農村開発支援に男女共同参画の視点を組み込む。</p>	<p>○ネパール丘陵地における自然環境に配慮した循環型農業と景観保護を通じた生計向上(JICA 草の根技術協力)</p>
<p>具体策 5</p> <p>【生計支援・収入向上】</p> <p>復興にかかる生計・収入向上支援事業に男女共同参画の視点を組み込む。</p>	<p>○シリア危機の影響を受ける女性と若者の生計向上支援及び保護(レバノン、2015 年度補正案件: UN Women)</p> <p>○パレスチナ官民連携による持続可能な観光振興プロジェクトフェーズ 2(JICA 技術協力)</p> <p>○東ティモール農村女性による経済活動支援(JICA 草の根技術協力)</p> <p>○フィリピン台風ヨランダ災害緊急復旧・復興支援プロジェクト(JICA 技術協力)</p>
<p>具体策 6</p> <p>【インフラ整備】</p> <p>復興のためのインフラ整備に女性・女兒の保護</p>	<p>○スーダン・ダルフル 3 州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト(JICA 技術協力)</p> <p>○コートジボワール大アビジャン圏社会的統合促進のた</p>

<p>や男女共同参画の視点を組み込む。</p>	<p>めのコミュニティ緊急支援プロジェクト(JICA 技術協力)</p> <p>○フィリピン産業集積地(カビテ州)洪水対策事業(JICA 協力準備調査)</p> <p>○フィリピン台風ヨランダ災害緊急復旧・復興支援プロジェクト(JICA 技術協力)</p> <p>○ネパール地震復旧・復興計画(JICA 無償資金協力)</p>
<p>具体策 7</p> <p>【DDR-SSR】</p> <p>紛争後の元兵士(子ども兵を含む。)の武装解除において女性・女児のニーズに配慮する。除隊後の社会復帰を支援する事業に男女共同参画の視点を組み込む。</p>	<p>○中央アフリカ共和国における包括的な武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)支援及び人道支援のジェンダー配慮化(2015 年度補正案件:UN Women)</p> <p>○コートジボワール中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(JICA 技術協力)</p> <p>○案件名非公表</p>
<p>具体作 8</p> <p>【司法制度支援】</p> <p>紛争後の司法改革を支援する事業に男女共同参画の視点を組み込む。</p>	<p>○コートジボワール司法アドバイザー(JICA 技術協力)</p>
<p>目標 5:人道復興支援の計画策定・実施に関する各組織が男女のバランスを考慮した人員配置や研修等、ジェンダー主流化の取組を実施し、性別に基づく暴力等からの保護の体制を整備することで、事業における男女共同参画の視点の導入を徹底する。</p>	
<p>具体策</p> <p>計画策定・実施の際に、男女共同参画の視点が組み込まれ、女性・女児等の保護を助成・委託先に至るまで確保。</p>	<p>○日本NGO連携無償資金協力申請の手引及びジャパン・プラットフォーム(緊急人道支援を行うことを目的としてNGO、経済界及び政府の協力によって設立された組織)事業実施・助成ガイドライン</p> <p>○スリランカ北部地域における就学前教育支援事業(JICA 草の根技術協力)</p>

V. モニタリング・評価・見直しの枠組み

大目標:行動計画のモニタリング・評価・見直しを適切なタイミングで効果的に実施するための枠組みを構築し、行動計画を定期的に改定する。

目標1:行動計画の実施状況の適切なモニタリングを行うための枠組みを整備する。

<p>具体策 1 各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイント(中心となる担当部署)を設置する。</p>	<p>○2016 年4月、各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイントを設置</p>
<p>具体策 2 各府省庁のフォーカル・ポイントによって構成されるモニタリング作業部会(以下「作業部会」)を設置する(作業部会の事務局は外務省(総合外交政策局女性参画推進室)が務める。)</p>	<p>○2016 年4月、各府省庁に行動計画に関するモニタリング作業部会を設置</p>
<p>具体策 3 外務省は、実施状況の年次報告書をWEB上に日本語と英語で公開する。</p>	<p>○2017 年3月に年次報告書を公表予定</p>
<p>目標 2: 行動計画の実施状況を適切に評価するための枠組みを整備する。</p>	
<p>具体策 1 評価委員会(以下「委員会」)を設置する(政府側の窓口は外務省(総合外交政策局女性参画推進室)が務める。)</p>	<p>○2016 年4月、評価委員会を設置</p>
<p>具体策 2 委員会は、女性・平和・安全保障の分野に十分な知識と経験のある専門家で構成される。市民社会及びNGO 等を代表する委員の選任については、安保理決議1325 号の趣旨に沿って活動している市民社会及びNGO等からの推薦も参考にする。</p>	<p>○2016 年、評価委員を選定</p>
<p>具体策 3 委員会は、窓口を通じ、各府省庁に対して、行動計画の実施状況に関して関連情報の提供を求めることができる。求めを受けた府省庁は、窓口を通じ、委員会に報告することができる。</p>	<p>○外務省女性参画推進室が窓口となり、関係府省庁から評価委員会へ情報提供</p>
<p>具体策 4 委員会は、実施状況の年次報告書の草案について、作業部会の説明を踏まえ、意見を表明す</p>	<p>○2017 年、評価委員会は、年次報告書の草案について意見を表明予定</p>

ることができる。	
<p>具体策 5</p> <p>専門家は、モニタリング・評価に必要な情報を委員会に提供することができる。</p>	
<p>具体策 6</p> <p>委員会は、行動計画の目標、具体的施策、指標の妥当性や実施の主な障害等を分析し、2回目の実施状況の年次報告書の完成後を目途に、行動計画の見直しの方向性を提言することができる。</p>	○委員会は、2回目の実施状況の年次報告書の完成後を目途に、行動計画の見直しの方向性を提言する予定
<p>具体策 7</p> <p>政府は、女子差別撤廃条約や国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー(UPR)等の定期報告書において行動計画の実施状況を報告する。</p>	○適宜、報告予定
目標 3:3 年後の改定に向けて行動計画の適切な見直しを行う。	
<p>具体策 1</p> <p>政府は、委員会の提言をも踏まえ行動計画の見直しを行う。</p>	○行動計画策定三年後を目途に行動計画の見直し
<p>具体策 2</p> <p>政府は、行動計画策定のプロセスを尊重し、必要に応じ専門家の意見を聞く等、見直しに当たり専門家の参加を確保する。</p>	○必要に応じ、行動計画見直しに当たり専門家の参加を確保する予定
<p>具体策 3</p> <p>外務省は、本行動計画策定後、速やかに3年後の見直しのための作業スケジュールを公表する。</p>	○2017 年に作業スケジュールを公表予定

●脆弱国に対する政府開発援助のうちジェンダー・マーカが主または副である案件に対する 拠出金額

2015年1-12月の政府開発援助(ODA)拠出金額11973.24百万ドルのうち、脆弱国に対するODAのうちジェンダー・マーカが主または副である案件に対する拠出金額は、780.49百万ドルだった。主(Principal)は、ジェンダー平等が主目的な案件であり、副(Significant)は、ジェンダー平等が主目的ではないが、ジェンダー平等の要素も取り入れられている案件である。

以下の脆弱国リストは、2014年度世界銀行の脆弱性に関するリストと平和基金の脆弱国家インデックスにて90以上のスコアの国とした。

アフガニスタン	コンゴ民主共和国	パレスチナ自治区
イエメン	シエラレオネ	バングラデシュ
イラク	シリア	東ティモール
ウガンダ	ジンバブエ	ブルンジ
エジプト	スーダン	ボスニア・ヘルツェゴビナ
エチオピア	スリランカ	マーシャル
エリトリア	ソマリア	マダガスカル
カメルーン	ソロモン	マラウイ
北朝鮮	チャド	マリ
ギニア	中央アフリカ	ミクロネシア連邦
ギニアビサウ	ツバル	南スーダン
キリバス	トーゴ	ミャンマー
ケニア	ナイジェリア	モーリタニア
コートジボワール	ニジェール	リビア
コソボ	ネパール	リベリア
コモロ	ハイチ	ルワンダ
コンゴ共和国	パキスタン	

(百万ドル)

内容	無償資金協力		有償資金協力		技術協力		合計	
	主	副	主	副	主	副	主	副
教育政策および管理運営	0.00	0.31	0.00	0.00	0.00	2.28	0.00	2.59
教育施設および研修	0.28	3.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.28	3.11
初等教育	0.00	1.32	0.00	0.00	0.28	2.78	0.28	4.10
幼児教育	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06	0.00	0.06
下級中等教育	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.40	0.00	0.40
職業訓練	0.08	0.40	0.00	0.00	0.00	0.08	0.08	0.48
高等教育	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	7.41	0.00	7.41
保健政策および管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	1.37	2.25	1.37	2.25
基本的健康管理	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	0.20	0.04	0.20
基礎保健インフラ	7.90	8.60	0.00	0.00	0.00	0.00	7.90	8.60
基礎栄養摂取	0.00	2.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.30
伝染性疾患の統制	0.00	11.97	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	12.07
保健教育	0.28	0.89	0.00	0.00	0.00	0.00	0.28	0.89
性と生殖に関する健康管理	0.00	0.17	0.00	0.00	3.71	0.41	3.71	0.58
HIV/エイズを含む性感染症管理	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.33	0.00	1.33
人口および性と生殖に関する健康の人材開発	0.00	0.00	10.73	0.00	0.00	0.00	10.73	0.00
水資源政策と管理運営	0.00	0.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09
水資源保護	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.11	0.00	0.11
上水－大規模システム	0.00	7.04	0.00	6.70	0.00	0.76	0.00	14.51
下水－大規模システム	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.44	0.00	0.44
上水および下水－小規模システム	0.78	0.08	0.00	0.00	0.00	0.00	0.78	0.08
基本的な飲料水の供給	0.00	10.06	0.00	5.29	0.00	0.68	0.00	16.02
基本的な下水	0.00	0.08	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08
河川流域の開発	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08	0.00	0.08
廃棄物管理/処分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.83	0.00	0.83
公共セクターの政策と行政運営	0.00	61.42	0.00	0.00	0.00	3.86	0.00	65.29
地方分権化と地方政府への支援	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.47	0.00	1.47
法的・司法的発展	0.00	130.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.00	130.07
人権	0.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09	0.00
女性の平等のための団体と機関	12.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.30	0.00
安全保障システム管理と改革	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.91	0.00	3.91
市民による平和構築、紛争防止と解決	0.00	0.52	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.52
紛争後(UN)平和構築	0.00	0.38	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.38
社会/福祉サービス	0.00	0.08	0.00	0.00	1.18	1.74	1.18	1.82
社会的保護、福祉サービス政策、計画、行政事務	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.35	0.00	0.35
統計能力強化	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.22	0.00	0.22
運輸政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.12	0.00	0.12
道路輸送	0.00	0.00	0.00	38.30	0.00	3.61	0.00	41.91
鉄道輸送	0.00	0.00	0.00	0.27	0.00	0.02	0.00	0.29
水上輸送	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.14	0.00	0.14
航空輸送	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06	0.00	0.06
電気通信	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08	0.00	0.08
ラジオ/テレビ/活字メディア	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.00	0.03
エネルギー政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.42	0.00	0.42
発電(再生可能資源、不特定)	0.00	0.00	0.00	20.54	0.00	0.00	0.00	20.54
金融政策及び管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.11	0.00	0.11
ビジネス支援サービス及び機関	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.00	0.07	0.00
農業政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.27	7.82	0.27	7.82
農業開発	0.43	1.15	0.00	0.00	0.44	11.17	0.88	12.31
農地資源	0.00	0.06	0.00	0.00	0.00	4.14	0.00	4.20
農業水資源	0.11	0.00	0.00	28.81	0.00	0.00	0.11	28.81
家畜	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.77	0.00	1.77
農業金融サービス	0.00	0.00	0.00	27.69	0.00	0.00	0.00	27.69
林業政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.08	0.00	2.08
林業開発	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.02	0.00	2.02
漁業政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.15	0.00	0.15
漁業開発	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.22	0.03	0.22
産業政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	0.10
中小企業(SME)発展	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.95	0.00	2.95
農産業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.44	0.00	1.44
繊維品、革及び代用物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.13	0.00	0.13	0.00
鉱業/鉱山業政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.21	0.00	0.21
貿易政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05	0.00	0.05
観光政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.90	0.00	0.90
環境政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20	0.00	0.20
生物圏保護	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.00	0.07
生物多様性	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.14	0.00	0.14
多部門援助	0.00	0.00	0.00	11.15	0.59	0.07	0.59	11.22
都市開発と管理	0.00	0.00	0.00	23.12	0.00	0.00	0.00	23.12
地方開発	0.00	0.00	0.00	16.17	0.00	2.12	0.00	18.28
物資による救援支援とサービス	0.00	4.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.75
緊急食糧援助	0.00	103.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	103.30
救援調整、保護及び支援サービス	0.00	179.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	179.37
防災	0.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.99	0.07	0.99
合計	22.33	527.46	10.73	178.04	8.11	75.00	41.16	780.49

女性・平和・安全保障に関する行動計画

評価委員

委員長	目黒依子	上智大学名誉教授
委員	秋月弘子	亜細亜大学国際関係学部教授
	池田恵子	静岡大学教育学部教授・同防災総合センター兼任教員 減災と男女共同参画研修推進センター共同代表
	石井宏明	認定 NPO 法人難民支援協会常任理事 一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師
	石井美恵子	東京医療保健大学大学院看護学研究科 准教授
	大崎麻子	関西学院大学総合政策学部客員教授
	久保田真紀子	JICA 国際協力専門員
	佐藤文香	一橋大学大学院社会学研究科教授
	瀬谷ルミ子	認定 NPO 法人日本紛争予防センター理事長 JCCP M 株式会社取締役
	山谷清志	同志社大学政策学部教授